

## 第1回熊本市・植木町合併協議会会議録

日 時 平成20年12月26日(金)  
会 場 植木町生涯学習センター 2階「多目的ホール」

開会時間 15時05分  
終了時間 16時35分

### ○ 出席委員等 (30名)

会 長	幸 山 政 史			
副会長	藤 井 修 一			
委 員	西 島 喜 義	金 山 武 史	竹 原 孝 昭	
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	高 田 嗣 人	
	森 勢 剛	小佐井 賀瑞宜	恵 口 健 一	
	植 村 米 子	今 井 洋 介	森 日 出 輝	
	西 山 喬	坂 田 弘 實	荒 尾 信	
	増 藤 敏 子	北 田 美 佳	堀 義 徳	
	吉 本 征 子	古 田 均	前 田 道 弘	
	緒 續 和 廣	角 毅 四 郎	富 吉 孝 介	
	服 部 澄 子	矢 壁 輝 光	本 田 恵 則	
	松 葉 成 正			

### ○ 欠席委員等 (0名)

### ○ 幹 事 (4名)

寺 本 敬 司	竹 下 正 博	前 健 一	
緒 方 哲 郎			

## 第1回熊本市・植木町合併協議会次第

日時：平成20年12月26日（金）15：00～

場所：植木町生涯学習センター 2階「多目的ホール」

### 1 開 会

2 会長挨拶 幸山 政史 熊本市長

3 副会長挨拶 藤井 修一 植木町長

4 来賓挨拶 熊本県知事 蒲島 郁夫 様

### 5 委員紹介

### 6 議 事

(1) 「熊本市・植木町合併問題調査研究会調査項目」の取り扱いについて（確認）

#### (2) 報 告

報告第1号 熊本市・植木町合併協議会規約について

報告第2号 熊本市・植木町合併協議会規約に関する協議書について

報告第3号 熊本市・植木町合併協議会に係る諸規程について

熊本市・植木町合併協議会専門部会設置規程（別紙1）

熊本市・植木町合併協議会事務局規程（別紙2）

熊本市・植木町合併協議会幹事会設置規程（別紙3）

熊本市・植木町合併協議会作業部会設置規程（別紙4）

熊本市・植木町合併協議会財務規程（別紙5）

報告第4号 熊本市・植木町合併協議会監査委員の選任について

#### (3) 議 案

議案第1号 熊本市・植木町合併協議会の会議運営について

議案第2号 熊本市・植木町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償について

議案第3号 平成20年度熊本市・植木町合併協議会の事業計画について

議案第4号 平成20年度熊本市・植木町合併協議会の予算について

議案第5号 合併協議項目について

議案第6号 議員専門部会への付託事項について

### 7 その他

### 8 閉 会

開始 15時05分

司会

それでは、只今より「第1回 熊本市・植木町合併協議会」を始めさせていただきます。皆様には御多忙の中御出席いただきましてありがとうございます。本日は当協議会より委員の皆様への委嘱状を机上に置かせていただいております。御確認の上、御了承の程よろしくお願い申し上げます。

ここで、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。御手元に1枚もの「会次第」「委員名簿」「席次表及び出席者名簿」「組織図」それと冊子で「第1回協議会資料」「合併問題調査研究会報告書」以上の6種類の資料を配布しております。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

御確認ありがとうございました。それでは、御手元に配布致しております会次第に従いまして、進めてまいりますのでよろしくお願い致します。

それでは、本協議会会長であります幸山熊本市長が御挨拶申し上げます。

幸山熊本市長

皆さんこんにちは。それでは、第1回目の熊本市・植木町合併協議会の開催にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本日第1回目のこの合併協議会を開催することになりましたけれども、それぞれ委員の皆様方には大変御忙しい方ばかりだというふうに思いますけれども、お引き受けをいただきましたことに対しましてまずは厚く御礼を申し上げる次第でございます。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。また本日は第1回目ということもございまして、御来賓として県から兵谷副知事にも御出席をいただいております。これまでの植木町さんと私共熊本市の合併に向けた取り組みに対しましても県からは多大なる御協力をいただいているところでございますけれども、本日御来賓として御出席をいただきましたことに対し重ねて感謝御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

また、本日第1回目の開催をさせていただくわけでございますが、本日は私共役所役場共に仕事納めという日でもございまして、また今年も残すところ一週間もきっておりますが大変慌ただしい中での第1回目の協議会の開催にも関わらず御出席をいただきましたことに対しまして重ねて御礼を申し上げます。

改めてでございますけれども、合併協議会の設置、開催にあたりますまでこれまでの経緯を少し振り返らせていただきたいというふうに存じますけれども、昨年11月でございました。それまでも植木町さんも含めて都市圏の市町村一体となりまして都市圏研究会を作り、都市圏ビジョンを策定してきたという経緯もございましたが、それをベースと致しまして昨年11月に植木町の職員の皆様方、そして私どもの職員共々で勉強会を作らせていただきましてそれぞれの事業の違い等について研究を深めさせていただいたところでございます。それから、年が変わりまして今年の4月でございましたけれども、合併

問題調査研究会。本日委員をお引き受けをいただいている皆様方の中にもですねこの調査研究会の中でも委員をお引き受けいただいた方が多いわけですが、そういう形で4月からスタートを切らせていただいたところでございます。5回8月までこの合併問題調査研究会開催をさせていただきまして、特にこの研究会の中では市街化区域、或いは市街化調整区域の問題など9項目の主要政策課題につきまして主に検討を進めてきたところでございます。さらには、この研究会と並行する形で作業部会を設けさせていただいたところでございますが、両職員で作業部会を作らせていただきまして11の作業部会に分かれまして730の項目の事務事業につきましてそれぞれ制度の比較、或いは仮に合併した場合の調整方針の検討等も行ってきたところでございます。そうした経緯を踏まえまして今回本日この合併協議会の設置に至ったわけでございます。12月4日の日に正式にこの法定協議会を立ち上げさせていただきまして5日には両議長にも御出でをいただきました中で県に届出を済ませさせていただいたところでございます。その時には知事、或いは副知事にも御同席をいただきまして私共の届け出を受けていただいたところでございます。そういった経緯を踏まえまして本日の第1回目の協議会の開催に至ったわけですが、これからが非常に重要だというふうな思いでございます。そして、この協議会の会長という重責というものを今ひしひしと感じているところでございます。

植木町さんでは御案内の通り住民投票等も行われておりまして法定協議会の設置にはおかげ様で至ったわけですが、まだまだ本市との合併に対して不安をお持ちの方も住民の皆様方の中には多数いらっしゃるというふうな認識を持っておりますし、そしてこの合併はただ単なる合併に留まることなく、政令指定都市の移行ということも視野に入れて進めていかなければならないというふうに思っております。その政令都市の姿というものもまだまだ明確に見えているとは言いがたいというふうに思っております。そう意味におきまして、様々な角度からこの協議会の中で検討を深めさせていただく中で植木町さんとそして私共の熊本市が合併した場合のその新たなまちの姿というものを明確に示して参ります中で、そうした不安をお持ちの住民の皆様方の不安を払拭して参りたいというふうに思っておりますし、そして今年、特に後半経済状況も大変厳しい中でございます。そういった中で先行きますます不透明感が高まっているというふうな想いも持っているところですが、そういう厳しい中でもやはり未来を共に力を携えていく中で切り開いていくようなそんな合併、政令指定都市の実現に繋げることができるという想いの中で私自身まだまだ微力ではございますけれども、精一杯務めさせていただく所存でございますので皆様方の御指導、御協力等何卒よろしく申し上げる次第でございます。

改めまして、委員を御引き受けいただきましたこと、そして本日御出席いただきました皆様方に改めまして心から感謝を申し上げまして第1回目の開催にあたりましての御挨拶に代えさせていただきたいというふうに存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

続きまして、本協議会の副会長であります藤井植木町長より御挨拶申し上げます。

藤井植木町長

皆さん、こんにちは。只今御紹介に預かりました植木町長の藤井でございます。熊本市・植木町合併協議会の副会長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。皆様方には委員として大変御多用な、また職責重たい方ばかりでございます。この委員を御承認、承諾いただきましたことに心からの感謝を申し上げたいと存じます。そしてまた今日は兵谷副知事様にも御指導いただくことに心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

先ほど、幸山市長様からこれまでの経緯などにつきまして触れられましたけれども、植木町におきましては11月30日に住民投票を実施致しました。法定協議会設置議案については議会において否決という結果になりました。しかしながら、熊本市議会において10月30日設置議案について可決をいただきましたので、それを受けまして住民投票に付したわけでございますが、賛成票が1万309票でございました。反対票が6697票という結果となりました。住民投票につきましては、5年半前にも実施をしたところでございますけれども、その時は反対多数ということでございましたけれども、それと逆転するような形の住民投票の結果になったところでございます。この住民投票の結果につきまして、私は政令市参画に対する大きな期待が寄せられた。その一方で、合併に対する不安、そういったものの表れでもあったというふうを受け止めているところでもございます。そういった町民の皆様方の想いというものをしっかりと受け止めながらこの協議会の中で一つ一つ協議を進めながら熊本市さんとの間で信頼関係を築いていければとそうのように思っているところでございます。熊本市の特性、また植木町の特性それぞれに違いがあるものというふうに思っております。しかしながら、その違いを越えて、或いはその個性を尊重し合えるようなそういった協議ができればというふうに思っているところでございます。協議の中ではくい違いが生じることもあろうかと思っておりますけれども、そこは一つ一つ信頼関係を築くことによって解決をしていけるものであろうと思っているところでございます。協議の結果を踏まえて次の時代へどのような形でこの町の姿を引き継いでいくのかしっかりと協議を進めて参りたいとそうのように思っているところでございます。皆様方の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、住民投票の中で大きな論点となりましたのが、二つ程あったというふうに思っております。一つは政令市昇格ということになりますと、当然ながら区政が引かれていくわけでございますが、その際の区割りがどのようになっていくのか。或いは区役所が植木町に本当に設置されるのかどうか。そういったものが大きな論点となりました。もう一つには、植木町現在都市計画の非線引きでございますけれども、政令市に参画するということになりますと線引きが必須になっていくわけでありまして、線引きがされることによって市街化調整区域がどのように引かれていくのか。開発、建築などの規制がどのようになっ

ていくのか。そういった不安が寄せられたと住民投票の結果でもあろうと思っているところでございまして、そのような疑問、心配に対する答えを我々としては出していかなければならないとそのようなにも思っているところでございまして、この協議会の中できちっとした成果が出ることを期待申上げまして御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。お世話になります。

#### 司会

それでは、ここで御来賓の熊本県知事の代理として御出席をいただいております熊本県副知事の兵谷芳康様に御挨拶をいただきます。

#### 兵谷熊本県福知事

皆さん、こんにちは。御紹介いただきました、熊本県副知事の兵谷でございます。よろしくお願ひ申し上げます。本日は、第1回目の熊本市・植木町合併協議会の開催、誠にありがとうございます。そして、年内にこの法定協がスタートできましたことを心から喜びを申し上げます。幸山市長さん、そして藤井町長さんを始め、両市町の議会、並びに関係者の皆様方にはここに至るまでの間、合併問題調査研究会などを始め様々な場でこの協議を積み重ねてこられました。深く敬意を表する次第でございます。特に、住民投票を実施されまして本日の協議会の開催を実現されました植木町の皆様の努力に対しまして深く敬意を表する次第でございます。

この法定協がこれからスタートするわけでございますけれども、まさにこれから具体的ないろいろな事務事業の協議を進めていくというわけでございます。その過程においては様々な課題が生じることがあるかと思いますが、両市町の行政や議会を始め住民の皆様方の将来をしっかりと見据えたお互いの立場を尊重しながらの議論、英知を結集して議論を重ねていただきまして新しい市の基本計画を策定していただきたいと思ひます。住民の皆様方の関心も非常に高いと思ひますので、その結果につきましては各種の説明会や広報誌などを通じまして広く周知を図っていただきまして住民の皆さんの不安の声にしっかりと、そして丁寧にお答えをいただきたいというふうに願っております。いよいよ平成23年には九州新幹線も全線開業致します。この厳しい財政事情の中、都市間の競争というのは一段と激しくなっているわけでございますけれども、この合併協議会は最大の基礎的自治体である政令市の実現のための貴重な第1歩でございます。そのためには大変意義のあるものと思っております。特に、植木町は豊かな自然環境を始め、スイカを始めとする優れた農産物、そして田原坂、さらには植木温泉といった歴史、観光資源にも恵まれた将来の発展性のある町でございます。その植木町と県都であります熊本市が合併を致しますことで熊本都市圏の更なる拡大が当然期待できますし、牽いては県内の経済活性化、そして県の発展に繋がって行くものと思っております。そして更には、九州の拠点都市として発展していくことを大いに期待しておりますところでございます。県と致しましても合併支援プラン

に基づきまして新たなまちづくりのために今度とも蒲島知事を先頭に積極的に支援をさせていただきたいと思っております。

最後ではございますけれども、皆様方の御健勝、御活躍、そして両市町による合併、政令市が必ず実現することを、そしてその第一歩としてこの法定協議会がスタートし来年が素晴らしい年になりますことを御祈念申し上げまして私のお祝いの御挨拶とさせていただきます。本日はおめでとうございます。

司会

ありがとうございました。

本日は第1回目の会議ということで、委員の皆様方は初めての顔合わせになります。ここで委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは、植木町の高田町議会議長様から順にお願い申し上げます。

高田委員

皆様、こんにちは。今日は熊本の委員さんにはわざわざ植木町までお出でいただきましてありがとうございます。植木町議長の高田でございます。よろしく願い致します。

森委員（植木町）

議会の方から選出を受けました森でございます。よろしく願いします。

小佐井委員

皆さん、こんにちは。同じく議会の方から選出をいただきました、小佐井賀瑞宜でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

堀委員

植木町の囑託員会会長でございます、堀義徳でございます。よろしく願いします。

吉本委員

こんにちは。植木町女性団体連絡協議会会長でございます、吉本征子でございます。よろしく願い致します。

古田委員

J A鹿本の組合会長をやっております、古田と申します。出身が植木町ですので委員に選ばれました。よろしく願いします。

前田委員

植木町農業委員会の会長が町長でございますので職務代理者であります、前田でございます。よろしくお願いいたします。

緒續委員

こんにちは。植木町商工会を代表致しまして今回選出いただいております。よろしくお願いいたします。

角委員

植木町誘致企業連絡協議会の方から代表で参りました、角でございます。よろしくお願いいたします。

富吉委員

皆さん、こんにちは。植木町PTA連絡協議会会長の富吉です。よろしくお願いいたします。

服部委員

植木町の公募委員でございます、服部と申します。よろしくお願いいたします。

矢壁委員

皆さん、こんにちは。植木町の方から選んでいただきました、矢壁と申します。よろしくお願いいたします。

金山委員

植木町副町長の金山です。どうぞよろしくお願いいたします。

松葉委員

こんにちは。県の鹿本地域振興局の局長をしております、松葉と申します。よろしくお願いいたします。

本田委員

皆さん、こんにちは。県の市町村総室長の本田でございます。研究会に引き続きまして参画させていただきます。県と致しましてもこの協議会しっかりとサポートさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

西島委員

こんにちは。熊本市副市長の西島でございます。この協議会でしっかりとした論議ができますように一生懸命務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



北田委員

こんにちは。熊本市公募委員の北田と申します。よろしくお願い致します。

増藤委員

今回公募委員として委嘱いただきました、増藤敏子と申します。よろしくお願い致します。

荒尾委員

皆さん、こんにちは。熊本市PTA協議会よりやって参りました副会長の荒尾と申します。よろしくお願い致します。

坂田委員

皆さん、こんにちは。研究会に引き続き今回も北部商工会会長をしております坂田です。今後ともよろしくお願い致します。

西山委員

皆さん、こんにちは。熊本市商工会議所の議員をしております、西山でございます。私自身はもとより、熊本市商工会議所を挙げて皆さんに御協力致したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

森委員（熊本市）

こんにちは。熊本市農業委員会会長をしております、森日出輝と申します。よろしくお願い致します。

今井委員

こんにちは。JA熊本市の理事を致しております、今井洋介と申します。よろしくお願い致します。

植村委員

こんにちは。熊本市地域婦人会の植村と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

恵口委員

こんにちは。私は植木町と一番ひっついております川上校区の自治会連合会会長の恵口です。どうぞよろしくお願い致します。

上村委員

お疲れ様でございます。引き続きお世話になることになりました。よろしくお願い致します。熊本市市議会議員の上村でございます。

江藤委員

皆さん、こんにちは。熊本市議会議員の江藤正行と申します。よろしくお願い致します。

竹原委員

皆さん、こんにちは。熊本市議会議長の竹原でございます。よろしく申し上げます。

司会

ありがとうございました。

ここで御来賓であります兵谷副知事は次の公務のため御退席になられます。本日はお忙しい中に御出席いただきありがとうございました。

幸山熊本市長

どうもありがとうございました。

兵谷副知事

失礼致します。

司会

これより次第6の議事に入らせていただきます。

会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項により「会議の議長は、会長をもって充てる。」となっておりますのでこれより先の進行を幸山会長にお願い致します。

幸山会長

それでは、只今御紹介ありましたように規約に従いまして議長を務めさせていただきます。皆様方の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず委員の出席数についてでございますけれども、本日は委員全員に御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことをまずここに御報告を申し上げます。それではさっそく御手元の次第に沿いまして議事を進めてまいりたいと存じます。

最初に議事1の「熊本市・植木町合併問題調査研究会 調査項目の取り扱いについて」であります。それでは、事務局から説明をお願い致します。

事務局

はい、事務局でございます。薄い方の冊子でございます。「熊本市・植木町合併協議会」この1頁を開けていただきたいと思います。少し長くなりますので誠に恐縮でございますが、着席して御説明させていただきます。

1 頁を開けていただきますと、今年の4月から8月までに5回に亘りまして熊本市・植木町合併問題調査研究会が開催されておりまして、その結果としましてこの報告書を意見書としまして本合併協議会に提出されたものでございます。この内容につきましてこの厚い方の「報告書」を見ていただければと思います。これが一応181頁に及びますこの5回に亘りましての詳細となっておりますので、これの全体を説明すると長くなりますので一応概略について御説明させていただきます。

まず、2頁3頁をご覧くださいと思います。先ほど会長の話の中でもありました主要項目として9項目につきまして調査研究を行ったところでございます。3頁の方を見ていただきたいと思います。

まず1番でございます。「政令都市としての一体的なまちづくりについて」ということで(1)政令都市としての未来像。ということで植木町が北の陸の玄関口として位置付けられている植木町の利点性を活かしたまちづくりと熊本市と一体的なまちづくりの基本的な考え方等につきまして未来像を描いていただいたと。それからイになりますと、農産物や観光資源を活用した植木町の魅力アップ戦略というようなことでございます。それから(2)財政の展望。ということで政令都市となりましていろいろな事務的な権限移譲こういうものについての財政見通しにつきまして、また新市におきまして一体的なまちづくりの観点からのいろいろな事業をする中での財政見通しということで財政の展望を調査研究したところでございます。

それから2番でございます。「市街化区域、市街化調整区域」でございます。現在はこういう線引きはありませんけれども、今後合併、政令都市ということでこういう線引きになった場合どうなるかというところでの研究を行ったところでございます。

次のページ4頁をご覧くださいと思います。3番でございます、「高校の通学区」ということで、合併に伴いまして植木町の通学の変更、この辺についての影響等につきまして研究したところでございます。

それから、4番「区役所とその権限機能」ということで、区はここに書いてありますように、行政区画等審議会というところで具体的には行われますけれども、この中では植木町に区役所が設置できるか、その可能性につきましての研究を行ったところでございます。

それから、5番目でございます。「住民自治のあり方」今後の地域組織をどのようにしていくのかということでございます。

6番で「税・使用料・手数料について」ということで、(1)「都市計画税・事業所税」ということで、これは今植木町の方では掛かっておりませんが、これは今後合併、政令都市の中でこういう税の問題をどう取り扱っていくかについての研究でございます。(2)「その他で地方税」ということで研究を行ったところでございます。それから5頁でございます(3)「使用料及び手数料」これもいろいろ違いがあります。市と町で違いがございしますが、それをどのような取り扱いにするのかというようなことでございます。

7番でございます。「植木町が行っている主要事業の方向性について」5点程具体的に研

究したところでございます。(1)「区画整理事業について」(2)「下水道について」(3)「水道事業について」それから(4)「国道3号バイパス及び都市計画道路について」それから一つ捲っていただきまして6頁の一番上になります(5)「病院事業について」ということでこの5つの主要事業の方向性につきまして研究をさせていただいたところでございます。この他、8番9番でございます。「広域行政」これは、消防、清掃・し尿ということである。いわゆる消防につきまして山鹿植木広域消防本部に植木町さんは加入されているということ。それから清掃・し尿については、山鹿植木広域事務組合に加入されていることこの辺の合併後のどういう形になるかということの研究したところでございます。

それから9番でございます。「各種団体」ということでJA、商工会、その他の団体ということで今後合併に伴った場合についての研究を行ったところでございます。以上9項目につきまして調査研究を行ったところでございます。

それから9頁を御開きいただきたいと思っております。「政令都市の未来像」ということで植木町域の将来像ということで取りまとめをさせていただいております。まず1番でございますけれども、9頁の1. 熊本市域及び植木町域の拠点性を高めるための一体的なまちづくりということで、(1)「ひと」「もの」「情報」の行き交うまちということで、着工されております国道3号線植木バイパス、この辺が全線開通すればアクセス機能の強化がなされると。これに伴って企業誘致の実現の可能性が高まるのではないかと。それから同時に仮に現在の植木町役場庁舎に区役所が設置された場合には新市の北の玄関口としての拠点機能が発揮できるのではないかと。このようなことで交流拠点都市機能の充実を図っていくというような新市の北の拠点都市を目指すというようなことを結論付けております。それで、具体的には下のカッコの中に入っておりますけれども、12頁をご覧くださいと思っております。12頁の下の方に◎、○、△とあります。これで、◎は実現が期待できる。○は進捗が期待できるもの。△はすでに実施している事業。ということでまた9頁の方を見ていただきたいと思っておりますけれども、こういうことで道路網の整備につきましてそれぞれに△○ということで書かせていただいております。

10頁でございます。上の方も同じように◎○ということで区分させていただきます。それから(2)「穏やかでイキイキ暮らせるまち」ということで、いわゆる生まれてから高齢者になるまでということである。いろいろな医療や健康づくり、こういうものを充実させていくということで書かせていただいております。具体的な施策としては、①から⑦までこの方を書いてありますけれども○と◎ということで書かせていただいております。(3)「人々が集い活気溢れるまち」ということで、区役所等できれば新市の北の拠点都市として機能が充実していくのではないかとということで具体的な施策として同じように①から④までそれぞれに具体的に◎○ということでここに記載させていただいているところでございます。それから2番として「農産物と観光資源を活用した植木町域魅力アップ戦略」ということで、特に(1)「日本一のすいかのまち」ということで、このすいかのブランドを確立していくこと。それから11頁の終わりの方を書いてあります「農産物の駅」。こう

いう生産者と消費者の交流型イベントを充実させると。こういうようなものを研究したところでございます。それから12頁でございます。具体的な施策と致しまして①から③まで書いております。それから(2)でございます。(2)「日本の夜明け「田原坂」と癒しの田園温泉郷「植木温泉」のまち」ということで田原坂、熊本城というものの観光ルートを確立するという。それから、「熊本城」「田原坂」「植木町」を点ではなく線として全国にアピールできるのではなかと。このような方向付けをしたところでございます。具体的な施策としては、①から⑤まで◎であったり○であったりということで、合併することにより実現が期待できるものということでここに挙げさせていただいております。

以上がだいたいこの将来像ということで、5回ありました最後に御承認いただいた政令都市未来像ということでございます。この内容につきまして詳細にかなり書いてありますのでお時間があるときに見ていただいているいろいろ御質問があれば私共事務局の方にとっております。

それから一番最後の181頁、最後の頁でございます。会長の方からこれは先ほどありました、各部会で730項目に亘りまして今後の調整方針というものについて調査研究したところでございます。左側の180頁を見ていただきますと、AからFということで記載しておりますけれども、Aが両市で行っている事業で熊本市の内容が充実している又は同等であるため熊本市の事業内容にあわせる項目。Bが熊本市のみが行っている事業で植木町にも適用する項目。Cが両市町で行っている事業で、一定の期間、植木町の事業内容を残す項目。Dが植木町のみが行っている事業ということで、一定の期間、将来にわたって、植木町の事業を残す項目。Eが両市町で行っている事業で植木町の内容が充実しているが、熊本市の事業内容に合わせる項目。ということでこのように6の分類をしましてこの730項目というのを分けさせていただいたところでございます。その結果、181頁の一番最後になります。Aが44.8%、Bが31.3%、Cが7.1%、Dが4.8%、Eが1.9%ということで、Fがその他の項目ということで10.1%ということで、こういう調査分類、調整方針ということで分けさせていただいたところでございます。以上がこの研究会の報告書でございます。かなりボリュームがありますのでまたごゆっくりご覧いただければと思っております。以上でございます。

幸山会長

はい、只今事務局の方から説明が終わりました。熊本市・植木町合併問題調査研究会の報告書、これをですねこの研究会の方から当協議会に対する意見書として提出をすると。この協議会の資料の1頁のところに記載をしておりますようにそのように調査問題研究会の中で決定をさせていただいたところでございます。今後のですね、合併協議会での審議の協議のベースになるものというふうに考えておりますので御紹介をまずはさせていただいたところでございます。ただ、大変分厚いものでもありますし、一部の紹介にとどまっておりますので是非とも今後協議を進めるにあたりまして御一読をいただきまして今後の

議論の参考にしていただければというふうに思っております。

それでは、続きまして議事の2の「報告」の方に移らせていただきます。この報告につきましてはすでに両市町で協議致しました結果、定められました規約や或は規約に関する協議書、協議会にかかります諸規程、それから監査委員の選任につきましての報告でございます。従いまして、報告の第1号から第4号まで一括して事務局から説明を申しあげましてそしてその後御質問等があればお受けしたいというふうに存じますのでよろしくお願いを申し上げます。それでは、事務局の方から一括しての説明をお願いします。

## 事務局

それでは、第1号から第4号まで一括して御説明させていただきます。

まず、5頁でございます。報告第1号ということとなっております。内容につきましては7頁から規約につきましてここに掲載をしております。この協議会を運用する為の基本的な事項を定めたものでございます。第2条協議会の名称、熊本市・植木町合併協議会と称します。それから協議会の事務。それから第5条で組織。第6条で会長。第7条で委員。ということです。8頁をご覧いただきたいと思っております。第10条では会議の運営ということで委員の半数以上の出席ということ。そして、会議の議長は会長をもって充てるということとなっております。それから、専門部会、幹事会これが第11条、第14条。そして、作業部会第15条ということで各部会等の会の設置をここで謳っているところでございます。特にこの中で両市町が定めるものについて報告2で、そして会長が定めるものについて報告3で皆様方に報告させていただきます。そしてこの中で会議に諮って定めるものにつきまして本日議案として挙げているところでございます。

それから報告第2号でございます。両市町で協議をしまして12月4日で協議を決定しております。その内容につきまして13頁から御説明をさせていただきます。まず事務局の位置でございます。第1条でございます。熊本市手取本町1-1熊本市役所内となっております。それから、第2条で会長、副会長ということで、会長は熊本市長、副会長は植木町長となっております。その他学識経験を有する者については20人以内ということで第3条で規定しております。それから、経費の負担でございます。第5条でございますけれども、第5条で両方折半と均等割りでございますけれども、(1)に書いてありますように、両市町の全世帯に配布する協議会日より、これにつきましては世帯割りとなっております。

それから、15頁以降を御説明させていただきます。報告第3号でございます。諸規程につきまして5本ありますのでこれを順次御説明させていただきます。まず17頁でございます。熊本市・植木町合併協議会の専門部会の設置規程ということで第2条の「専門部会は、次に掲げるとおり。」ということで(1)議員専門部会、(2)その他の協議会が必要と認めるものということ。所掌事務でございます。専門部会は協議会から付託された事項について審議するということとなっております。それから第8条で報告でございます。

「部会長は、専門部会における審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。」ということで部会につきましての設置規程が決められているところでございます。

それから19頁でございます。事務局の規程でございます。これは第2条で所掌事務ということで協議会に関する事等(1)から(7)までということでございます。第5条で会長の権限ということで協議会に付すべき事項等(1)から(4)まで書いているところでございます。20頁21頁がその取り扱い等を書いているところでございます。この辺は省略させていただきます。

それから23頁でございます。幹事会の設置規程でございます。この幹事会、いわゆる事務レベルの調整を図る機関として幹事会を設置しております。この規程と致しまして第2条所掌事務ということで、「幹事会は、協議会の会長の指示を受け、協議会に付すべき事項について協議又は調整をする。」ということでございます。それから、組織でございます。第3条「幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。」ということになっております。24頁を御開きいただきたいと思っております。ここに幹事会名簿ということで熊本市、植木町で6名でございます。熊本市で熊本市長が指名する副市長、総務局長、企画財政局長。植木町では副町長、総務課長、企画財政課長ということでこの6名で幹事会のメンバーということになります。

25頁でございます。次に作業部会の設置規程でございます。第2条の所掌事務でございますけれども、「作業部会は、協議会の幹事会の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について専門的に調査し、又は検討する。」ということになっております。組織として第3条「作業部会の部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。」ということになっておりまして、26頁をご覧くださいと思います。作業部会、11部会あります。総務部会から最後の電算部会ということでございます。部会員として熊本市の方は総務課長を始め、それぞれの課長さんで部会長になっていただいておりますし、植木町におかれましては総務課長さん以下それぞれの課長さんのメンバー構成になっておるところでございます。

それで、27頁でございます。財務規程でございます。地方財政法の諸規程に準じまして記載されております。第2条歳入歳出予算、予算の補正等につきまして27、28頁ということでここに定めさせていただいております。

それから、29頁でございます。報告第4号になります「熊本市・植木町合併協議会監査委員の選任について」ということで、熊本市では濱田清水代表監査委員、植木町の方におかれましては中山毅代表監査委員さんを選任を致したところでございます。御報告をさせていただきます。

以上でございます。それで先ほど、ペーパーを皆様方に組織図を配布していると思っております。この組織図を見ていただきたいと思っております。先ほど私共の規程の方で専門部会等の規程を申し上げましたけれども、わかりやすく図として組織図を作っております。協議会、会長、副会長、委員ということで先ほど言いました幹事会の6名の皆様方、その下の方に

作業部会ということで11の部会がこういう形であります。それから、専門部会ということで議員専門部会をいろいろな付託事項についていろいろ協議いただく専門部会ということでございます。このように一応協議会全体の組織図を書いているところでございます。以上でございます。

幸山会長

只今、事務局の方から報告の第1号から第4号まで一括して説明が行われたところでございますが、この件に関して何か質問がありましたらお受け致しますが、いかがでしょうか。小佐井委員さん、どうぞ。

小佐井委員

一点、お尋ねを申し上げたいと思います。17頁、熊本市・植木町合併協議会の専門部会の設置規程に関する件でございます。こちらの方は通常公開という形にはなっていないというふうに思っております。ところが、今熊本市さんが一緒に進められておられます城南町さん、益城町さんとの協議においてこちらの方に議員の皆さん方、ほとんどの皆さん方がそこに入ってらっしゃいます。ところが、今回の法定協議会の中で設置されます植木の方での専門部会については人数が限られております。それから漏れてらっしゃる議員の方、熊本市にもお越しでいらっしゃいますし、植木町にもお越しでいらっしゃいます。そういった意味からしまして、この件に致しまして公開ということにできないかどうか、ということについてお尋ねしたいと思います。

幸山会長

それでは、只今の小佐井委員さんからのお尋ねについて事務局の方からお願い致します。

事務局

公開にするかしないかというのは事務局の方で決めるわけではございませんで、第1回目の会議の冒頭でメンバーの方々に御協議をいただくということになります。

幸山会長

議員専門部会の日程は決まっておるのですか。

事務局

はい、まだ皆様には全然御報告はしていないのですが、一応事務局としては8日の日を予定しているということでございます。まだ委員の皆様方には全然お話ししておりません。



幸山会長

その第1回目の会議の中で公開かどうかという取扱いについて決定するというこのようでございます。

小佐井委員

はい。

幸山会長

どうぞ、他にありますればお願い致します。報告事項についてはようございますか？

(はい、と返答あり。)

幸山会長

はい、それでは他御質問等がないようでありますので以上をもちまして報告につきましては終わらせていただきます。

それでは、続きまして議事3の議案に入らせていただきます。まず最初に、議案第1号「熊本市・植木町合併協議会の会議運営について」につきまして御審議をお願い致します。それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局

35頁をお開き下さい。会議運営規程をここに記載しております。まず、主なものにつきまして御説明させていただきます。第2条でございます。「会議は、公開とする。」ということになっております。第5条の会議の進行でございます。「会議の議事は、全会一致をもって進めるものとする。ただし、意見が分かれた場合において、全会一致が困難であるときは、会議に出席した委員の過半数で決するものとする。」ということにさせていただいております。それから、次の36頁をご覧いただきたいと思っております。第8条の第2項になります。会議録、これは議長が指名する2名の署名をいただくということになっております。それから、第9条「会議録及び会議資料は、公開する。」ということで、ホームページ等を使いまして公開するということになっております。それから、傍聴人につきましてはいろいろ場所の関係等ありますけれども、一応50人ということでやっております。ただし、会場の都合により定員を増減することができるということで取り決めさせていただいております。以上でございます。

幸山会長

只今、事務局から説明がございました議案第1号、「合併協議会会議運営について」につきまして何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。どうぞ、小佐井委員さん。

小佐井委員

只今の件についてお願いというような意味でお聞きいただければと思っております。36頁の第9条「会議録及び会議資料は、公開。」ということになっております。これまでも研究会でもホームページ等で立ち上がって拝見させていただきました。ただ一つ懸念致しましたことが一点ございました。と申しますのは先般の研究会で4、5回目でもございましたけれども、非常に時期的に遅かったような気がいたします。この件につきましては私も当町の事務方の方にも申し伝えたところでした。熊本市さん方にも大変な諸事情がお有りだということで御理解は致しておりましたところではございましたが、他町の協議会の内容、議事録等の立ち上がりから比べると非常に遅かったというような意味合いを感じております。そういったことで情報提供に差があってはならないというような意味合いでこれは是非御努力をいただきたいというふうをお願いを申し上げたいと思います。

幸山会長

はい、わかりました。事務局の方からお願いということですが、何かありますか。

事務局

留意いたします。よろしくお願い致します。

幸山会長

出来るだけ早く公開、公表できますように私の方からも再度事務局の方に指示をしたいというふうに思います。

どうぞ、他にありますればお願い致します。他ございませんでしょうか。

(なし、と返答あり。)

幸山会長

他に御意見等もないようでございますので議案第1号につきましては原案の通り承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし、と返答あり。)

幸山会長

はい、異議なしということでございますので、議案第1号につきましては原案の通り承認とさせていただきます。

只今、会議運営規程を御承認をいただきましたので、ここで会議録署名委員の指名を行いたいと存じますので、会議録署名委員の指名につきましては、熊本市・植木町合併協議

会会議運営規程第8条第2項の規定によりまして指名は議長が行うということになっておりますので私の方から指名させていただきたいというふう存じます。それでは、本日は熊本市側から恵口委員さんをお願いしたというふう存じます。それから植木町からは高田委員さんをお願いしたいというふう存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第2号に移らせていただきます。「熊本市・植木町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償について」につきまして御審議をお願いしたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

41頁をご覧くださいと思います。「熊本市・植木町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」ということで第2条でございます。報酬の額でございます。「委員等の報酬は、日額10,000円とする。ただし、熊本市及び植木町の長、熊本市副市長、植木町副町長並びに両市町の一般職員並びに熊本県の職員については、これを支給しない。」ということになっております。支給方法につきましては第4条でございます。「支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、熊本市の例による。」ということ考えております。以上でございます。

#### 幸山会長

はい、只今事務局から説明がありました議案第2号、協議会委員等の報酬及び費用弁償についてにつきまして何か御意見、御質問等あればお願い致します。

(ありません、という声。)

#### 幸山会長

ありませんということですが、ございませんでしょうか？

(ない、という返答あり。)

#### 幸山会長

それでは、御質疑等ないようでございますので議案第2号につきましても原案の通り承認ということよろしいでしょうか。

(はい、という返答あり)

#### 幸山会長

ありがとうございます。それでは、議案第2号につきましても原案の通り承認とさせて

いただきます。

続きまして、議案第3号「平成20年度熊本市・植木町合併協議会の事業計画について」と、議案第4号「平成20年度熊本市・植木町合併協議会の予算について」であります。この両議案、関連がございますので一括の御審議をお願いしたいというふうに存じます。それでは、事務局の方から説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、43頁をご覧いただきたいと思えます。議案第3号でございます。合併協議会の事業計画でございます。まずは、合併協議会でございます。合併協議会の開催と致しまして月に1回程度ということで、1回ないし2回ということになるかと思えます。合併の方式、合併期日等協議項目の協議。それから、合併市町村基本計画の策定等になります。専門部会と致しましては、随時必要に応じて開催するという事で協議会から付託されました事項について審議をお願いするものでございます。それから幹事会でございます。幹事会につきましては、基本的には協議会が行われます前に開くということになるかと思えます。協議会に出します提案事項の協議や調整を行うということになります。それから作業部会でございます。先ほど申しました11の部会がありますけれども、これは随時開催しております各原課がいろいろな調査研究をやりながら行っていくというものでございます。それから、最後でございます広報広聴でございます。協議会だよりの発行、それからホームページの開設等になります、協議会だよりにつきましてはそれぞれ植木町、熊本市の方で全戸配布を予定しているところでございます。以上でございます。

それから45頁の予算も引き続きお願いしたいと思えます。まず45頁、歳入歳出予算額は、13,001千円と定めさせていただいております。47頁をご覧いただきたいと思えます。負担金ということで13,001千円、それから歳出の方同じく総務費13,001千円ということで内訳と致しまして48頁をご覧いただきたいと思えます。市町村負担金、これは熊本市、植木町の合併協議会の負担金ということで熊本市は8,433千円、植木町さんは4,567千円ということになっております。この違いは先ほど御説明致しましたように協議会だよりの全戸配布場合の配布する世帯数の違いでございます。それから、諸収入として1千円。これは利子でございます。それから2の歳出でございます。まず会議費の方で2,139千円でございます。内訳と致しまして報酬、これは協議会委員さん、専門部会の委員さんの報酬。それから、需用費、役務費。それから使用料と致しましてこれは協議会会場の使用料でございます。それから、2の事業推進費でございます。9,531千円でございます。これは印刷費、配送料。それから、新市の基本計画策定経費としてそれからホームページ維持管理費として5,465千円を計上しております。その他3番事務局費でございます。旅費、需用費、役務費、それからいろいろな使用料でパソコンであったりタクシー代ということでなっております。それから19の嘱託員の報酬ということで以上で13,001千円ということで歳入歳出を計上しているところでござ

います。以上でございます。

幸山会長

只今説明のありました議案第3号と第4号について何か御意見、御質問等あれば伺いますが、いかがでしょうか。事業計画とそれからそれに関する予算でございますが。

(ありません、という声。)

幸山会長

ありませんということですが、御質疑ありませんでしょうか。

(なし、という返答あり。)

幸山会長

はい、それでは御質疑もないようでございますので、議案第3号及び第4号につきましても原案の通り承認ということによろしいでしょうか。

(はい、と返答あり。)

幸山会長

はい、ありがとうございます。それでは両議案につきましても原案の通り承認とさせていただきます。

続きまして、議案第5号「合併協議項目について」御審議をお願い致します。事務局から説明お願い致します。

事務局

はい、49頁でございます。51頁が項目を書いておりますので見ていただければと思います。基本的協議項目ということで「合併の方式」1番から5番目までここに掲載しております。それから、特例法による協議項目として6の「議会の議員の定数及び任期の取扱い」等で6番から11番。その他の項目として12番から15番まで一部事務組合等の取扱い、使用料等のことでございます。それから、各種事業項目ということで16番から26番まで総務関係から電算関係ということでございます。最後に、植木町さんとの合併によりまして政令都市ということで実現可能となりますので政令都市移行に関する事項ということで27番に挙げさせていただいております。52頁をご覧いただきたいと思えます。その内容につきましてここに掲載しております。まず、合併の方式でございます。1番でございます、52頁の。市町村の合併は、その方式により新設合併と編入合併の2つ

が法律上規定されております。この規定によりまして本協議会ではどちらの方式を選択するのかの協議でございます。それから合併の期日でございます。合併の期日を定めましてこれに向けまして事務作業を進めるということでございます。それから3番新市の名称でございます。合併した場合の新市の名前でございます。それから事務所の位置。合併した場合の新市の事務所の位置。5につきましては、財政及び債務の取扱いということで財産を新市に引き継ぐことが適当でない場合、これは現実的には植木町さん等の中ではおそらく出てこないのではないかと。これは財産区を設置するというようになっておりますけれども、おそらく植木町さんのこれはだいたい町有林が主になっておりますので、これはおそらく出てこないのではないかと考えております。それから53頁でございます。特例法による協議項目として6番議会の議員の定数及び任期の取扱い。合併した場合の新設合併を選択した場合には、両市町の議会の議員さんはその身分を失うということが原則であります。その特例法の中でいろいろ規定されております。それについて協議を行うところでございます。7番農業委員会の委員さんの定数及び任期の取扱い。これにつきましても編入する市町の委員の在任の期間に限り在任特例等設けられておりますのでこういうものについての協議等行うところでございます。それから8番地域自治組織等の取扱いということでございます。地域自治区、合併特例区をどう活用するのかということについての協議をするところでございます。9番が地方税の取扱いということでそれぞれに現在市と町で違っております地方税につきまして合併した場合のどういう取扱いにするのかというところでございます。10番が一般職の職員の身分の取扱い。それから11番が合併市町村基本計画ということで合併後のマスタープランを計画するところでございますけれども、この中に財政計画等こういうものも含めまして今後どういう将来像を描いていくのか等を協議をするところでございます。54頁でございます。その他の項目12番から15番でございます。具体的には16番以降の中で協議を進めていきまして最後の分類の中でこういう形で分類させていただきましても、基本的には16番以降で議論をさせていただきます。16番が総務関係、17番が企画財政関係、18番が市民生活関係、19番が健康福祉関係、20番子ども未来関係、21番環境保全関係、22番が経済振興関係、それから23番が都市建設関係となっております。それから55頁、24番教育関係、25番水道関係、26番電算関係ということでそれぞれの事業に基づきまして各種の協議を行っていくということになっております。それから最後でございます。特に政令市の関連項目ということで27番政令都市移行に関する事項についてということで挙げさせていただいております。合併後に政令指定都市に移行した場合の区役所の設置に関する事項や市街化調整区域内における開発制度に関する事項等についての協議でございます。これにつきましては研究会でも区役所等それから市街化調整区域内の開発等につきまちはいろいろ研究を行って参ります。そういうことも含めましてこの中で敢えて一つの項目として政令都市移行に関する事項ということで挙げさせていただいております。それから56頁をご覧くださいと思います。今それぞれに述べました合併項目についての調整方針ということで

ございます。この基本的な考えでございますけれども、この○印に書いてあります。まず1番でございます。「住民が喜びを分かち合えるまちづくりの方向性を見いだせるように努める。」2番目に「新市に移行する際、住民生活に支障のないよう一体性の確保に努める。」3番目でございます、「住民サービス及び住民福祉向上に努める。」それから、「負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないように努める。」最後でございます。「新市において健全な財政運営に努める」ということでこの5つの調整方針に基づきまして今後協議を進めていきたいということで考えております。

それからここには記載されておられませんけれども、進め方と致しましては研究会の時には事前に研究する項目につきまして皆様方の御手元に配布致しておりましたけれども、この協議会におきましてはまず提案を致しましてそして次の開催までにそれぞれにいろいろ調査をしていただきましてその次の会議にその提案にあったものを議決していただくというようなことの進め方でいきたいということで思っております。ただ、ちょっと基本的にはそういうようなことでございますけれども、例外的に今回第1回目でございますけれども、これにつきましての議案についていろんな先ほどから説明しております予算等ありますけれども、これにつきましては今日議決をいただいているところでございます。これは今回予定をしております。それから第2回目でございますけれども、第2回目の時に第1回目と第2回目の間に議員さんに付託いただきまして57頁でございます。こちらでまた後で御説明させていただきますけれども、この中で上から4つの基本的なものの協議の根幹に係るもの1号から4号の付託する中でこれを1回と2回の間で議員専門部会を開いていただきまして協議をしていただきたいということで予定をしております。それでこの項目につきましては大変今後作業部会等でこれが決まらなとなかなか作業部会の方が順調に進めませんのでこれに関しては第2回目で議員専門部会に付託されたものが報告として出ていきます。それをその場で2回目のそこで議決をいただきたいというようなことで考えております。そういうことで今回今日、それから次の回のこの4項目についてはその当日議決をいただきたいというようなことで考えております。その他につきましては基本的に提案したものを次の会に議決をいただくと。その間にいろいろと皆様方の方で調査研究をしていただくような形になるかと思えます。そういうことで進めさせていただきたいということで考えております。以上でございます。

幸山会長

只今説明のありました議案第5号「合併協議項目について」に加えては調整方針、或いは進め方等についても説明があったところでございますが、議案第5号につきまして何は御意見、御質問等ございましたら承りますが、いかがでしょうか。

森委員さん、どうぞ。

森委員（植木町）

私の方から55頁の27番についてお尋ねをさせていただきたいと思います。要するに、区役所の設置ということでございますけれども、先の調査研究会におきましては確か法定協議会が完了した後にこの区割等審議会を設置するというような話だったかと思っておりますけれども、植木町の今日までの状況と申しますか、中身を振り返ってみますといわゆる2回に亘りまして今年には校区説明会ということで町民にその中身の説明をやっておりましたけれども、非常にこの区役所の設置について強い要望があったというようなことございまして、また私共議会としても心配な点があるわけでございますが、この大区役所を植木町に設置するというを現時点でどのように思っておられるのか一つお尋ねをしてみたいと思います。

幸山会長

事務局の方からどうぞ。

事務局

すみません、現時点では研究会の結論というのが現時点でのお答えということになります、事務局としてはですね。これにつきましては重要な項目でございますので27番として一項目を掲げまして、そしてどういうふうな書きぶりができるのか、どんなふうなお約束ができるのかも含めて両方で今から協議をさせていただいてなるべく早い段階で御提示をさせていただきたいなというふうに思っているという状況でございます。

幸山会長

どうぞ、森委員さん

森委員（植木町）

只今事務局の方では従来通りの考え方であったかなと。言ってみれば法定協議会が終わってからそして区割等審議会の方にかけたいという御意向であったと思っておりますけれども。これは非常に失礼なことかもしれませんけれども、市長さんの方にお尋ねを致したいと思っておりますけれども、先ほど申しましたように町民の声、又議会の声も非常に大きいものとしてなっておりますのでできますならば並行してということはどうかとは思いますが、このいわゆる法定協議会協議と同じような中身でこれを開いていただけないものかちょっとお尋ねしてみたいと思います。

幸山会長

先ほど事務局の方からも答えがあったところでありますが、事務局の方もですね研究会をそのままという想いではないというふうに思います。調査研究会の中での方向性、優位



性というふうな話の中でのこの区割り、或いは区役所については研究会の中での方向性を出させていただいております。それをベースと致しましての協議会の中でさらに具体的に深めていくということになるだろうというふうに思っております。ただ、最終的には区役所、区割り、或いは区役所の位置等々については森委員も御存じのとおり区割り審議会に依って最終的には決定といたしますか方向性を付けていくということになるかと思いますが、そこでのですね議論していただくものをこの協議会の中で提示をしていくというふうなことにしたいというふうに思っておりますのでこの先ほどお話のありました研究会というものをベースとしてこの協議会の中でこの問題についてより具体的に協議をしていきたいというふうに思っております。そういう意味で今回あえて政令市移行に関する事項ということで協議項目の中にくわえさせていただいたものでございますので具体的にどういうふうを書くのかはまさにこれからになってくるだろうというふうに思いますが、いずれにしてもこの協議会の中でより具体的な協議を進めていきたいというふうに思っております。

森委員（植木町）

わかりましたけれども、私の方からこの問題については本当植木町全体の課題というように受け止めていますので早い時期にですね立ち上げ、協議が入っていくことを強く要望して私の質問を終わりたいと思います。

幸山会長

はい、わかりました。ありがとうございます。

どうぞ他に御意見、御質問があれば。

小佐井委員さん、どうぞ。

小佐井委員

それでは私の方から55頁のやはり27番「政令指定都市移行に関する事項について」について一点お伺いをさせていただきたいと思っております。こちらの方には区役所関係、又市街化調整区域という文言が入っておりますけれども、これは財政関係、財政については当然この中には盛り込まれていると、別途入るということで理解をしていいのか。これはあえて財政は省いているということでしょうか。この辺について見解をいただきたいと思っております。

幸山会長

それでは事務局の方からお願い致します。

事務局

まずですね、合併協議の中でもし合併が出来たとして中核市になるということをござい

ます、まずは。それから総務省協議などを行って政令市になるということでございますので合併の段階で政令市を前提とした様々な具体的な財政計画というのを立てるといのがまず困難であるというのが一つ。それはどういう意味かと申しますと、政令市になった場合、県からいろいろな移譲事務がございます。法定移譲事務等は当然の事ながら決まっておりますが、それ以外に任意のもの、いわゆる交渉によって決まってくるようなものいろいろございます。その交渉は基本的には政令市の協議が始まってからというふうな形になりますので最終的なその政令市になった段階で例えば歳出がどうで、歳入がどうかというような具体的な財政計画というのはその段階でしか出てこないというのが一つ。しかしですね、合併についての財政計画というのは当然出させていただきます。例えば、植木町と熊本市が合併した時に熊本市単独の場合、植木町単独の場合とどう違っていくのかと。その中で新市基本計画の中でいろんな事業を当然のことながら「こういう事業をしましょう」とか「ああいう事業をしましょう」というようなお話を今からしていきます。その事業にはたして財源があるのか、大丈夫なのかというようなことにつきましては合併の財政計画、新市基本計画の方の財政計画の中で示させていただくということでございますのでこちらの協議項目の中では財政計画は扱わないということでございます。よろしいでしょうか。

幸山会長

どうぞ、小佐井委員さん。

小佐井委員

以前の研究会からいきまして政令市を見通した形の中でのどうなるかと。新しいまちの形が新市基本計画を、というような話の中で言っていたというふうに私は捉えております。当然、新市計画と財政計画は表裏一体であるわけでございますけれども、第5回の8月に行われました研究会中でもですね先ほど交渉は、というようなお話がありました。ただ県から引き継いで参ります債務でありますとかそういったものも明らかにしなければならないのではないかというようなことを事務方の方からコメントとしてはっきりいただいていたわけでございますけれども、そうであるならばこれは早々に出していくべきではないかというふうにも思っております。それともう一つ加えますと、私共では住民投票を致しました。その中で住民の皆様方が一番気にして、一番期待を持って考えていたのが政令市になったらどうなるのか？ということでありましてそれに対する大きな期待があつてきたということでありましてそれが法定協の中では明らかになっていくのではないかと、というようなことで皆さん方があれだけの票を投じてこられたということでございますので、これは是非とも財政に関係する部分、先般の研究会であれだけのコメントをいただいておりますので前向きに捉えていただきたいというふうに思いますが、今一度見解をいただきたいと思ひます。

幸山会長

はい、事務局の方からお願い致します。

事務局

今申し上げましたとおりでございます。政令市になったらどうなるのかというようなことにつきましては、例えば新市基本計画の中でも、例えば合併をした段階で例えば県道の話なんかをその新市の基本計画の中で「どうします」「ああします」ということは申し上げられません、例えば県道の工事があった場合。ただ、もし政令市になった場合には、というようなことは立てさせていただいてその中で熊本市にその権限が移譲されてきたときにこういうところについては取り組みましょう、というような話は盛り込められるものだと思っております。ただ、それが全体的にいわゆる厳密な意味での財源がどうなるの、例えば今さっきおっしゃいました起債残高それをどのくらい県から引き継ぐのかというような話になりますとこれは植木町と熊本市の廃置分合が終わった後でないといわゆる本格的な協議というものはなかなか困難ではないかというふうに思っております。

幸山会長

どうぞ、小佐井委員さん。

小佐井委員

おっしゃることも理解できなくはありません。ただしですね、先般の研究会の最終の時にはこういうものも明らかにしていくというふうに事務方の方ではきっぱりとおっしゃっていらっしゃるわけですね。そういった情報が流れる中で我々が出してきていると。住民投票でやはり政令市に対する期待を大きく持ってきているということでございます。事務方の方でよく御確認できないのであれば私議事録は持参しておりますけれども私が質問した事項であります、これは。「大丈夫ですか？こういうのはどうでしょうか？」ということでこれについては明らかにしていきたいと。また県の方からの協力もいただきたいというようなことでもございました。今一度、今度は県の方からもお越しでございますので、県の方からは支援プランに沿いながらですねしっかりとバックアップしていくと。先ほど兵谷副知事の方もおっしゃってらっしゃいますし、知事は当然そういうふうにおっしゃってらっしゃいます。県として合わせて並行してこういったものについての協議が可能であるのかどうか、その件についての見解をいただきたいと思っております。

幸山会長

それでは、本田総室長の方からよろしいでしょうか。

本田総室長

今のお話、事務局の方からお話がありましたように、あくまでも今の段階では想定をした場合にはこうなるというようなことでの例えば資産でございますとか、そういうようなものとしては一応可能、全くできないというようなことではないと思いますが、ただ、具体的にその辺本当に数字まで詰めた形のものということになりますと先ほど事務局の方から答弁がございましたようにやはり政令市もこの合併が廃置分合がきちっと決まった後、その後で詰めていく作業になるというふうに認識しております。

幸山会長

小佐井委員さん、どうぞ。

小佐井委員

それでは議案5号ですね、これを今日承認という形で認めてしまった場合には、今後このことについては協議は一切しないということで理解してよいのかどうか。その点について見解をいただきたいと思います。

幸山会長

協議しないとおっしゃると、協議項目としてこの政令市移行に関する事項についてということを含めているわけですね。

事務局、どうぞ。

事務局

ここで27番で財政の議論をするかという御質問であればここではやりません。新市基本計画の中の財政計画の中で議論させていただきます。その中で、例えば仮に政令市になったとしたらどうなんだというような御質問があった場合にその段階で御答えできる範囲では御答えさせていただくということになると思います。そういうことでございます。ここでは財政の議論は含まれません、27番には。ということでございます。

幸山会長

私の方からもですね、確かに政令市に移行した場合どうなるのか、ということについてやはり関心が高いということは十分私も認識致しております。そういう意味ではこの区役所の問題でございますとか、あるいは財政的な話でございますとか、特にその後者の財政的なことにつきましてはやはり試算的なものは出す必要があるだろうというふうに思っておりますのでその点については県にも御協力をいただきながら出来る限りの資料がこの協議会の中で御出しをしたいと会長としてそのように思う次第でございます。

小佐井委員さん、どうぞ。

小佐井委員

ありがとうございます。私の方ではこの協議の場ではなく、下部組織でもなんなりとこの話は出てくるだろうと認識を致しました。先般の会議におきましてもこういったことにつきましては明確にそういった答弁をなされていらっしゃいます。県の方もはっきり聞いていらっしゃるはずですが、今一度ご確認いただきながらですね、そして前向きにとらえられていただきたいということを是非要望申し上げたいと思います。

幸山会長

確かに承りました。

どうぞ他にありますればお願い致します。

それでは、古田委員さんどうぞ。

古田委員

今小佐井委員が言われたようにですね、今度の場合は法定協議会ですのでそういうような具体的な数字を提示しますと事務局の方から答弁があったと思いますので財政的なことについても一つよろしくをお願いをしたいと思います。

幸山会長

はい、それも先ほど申し上げました通り、出来る限りの数字は出させていきたいというふうに思います。

他にありますでしょうか。

(なし、という声あり。)

幸山会長

それでは他御意見等ないようでありますので、議案第5号につきまして原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし、と返答有り。)

幸山会長

それでは意義なしということでございますので、議案第5号につきましても原案の通り承認とさせていただきます。

続きまして、議案第6号「議員専門部会への付託事項ついて」につきまして事務局からの説明お願い致します。

事務局

57頁をご覧いただきたいと思います。議員専門部会に付託する事項としてここに掲げております。まず、議案第1号「合併の方式」、第2号「合併の期日」、第3号「新市の名称」、第4号「新市の事務所の位置」、それから第6号「議会の議員の定数及び任期の取扱い」、第8号「地域自治組織等の取扱い」、それから「合併市町村基本計画」ということでこの項目におきまして議員専門部会に付託をしたいということで考えております。以上でございます。

幸山会長

只今説明のありました議案第6号「議員専門部会への付託事項について」につきまして何か御意見、御質問等あれば伺いますが、いかがでしょうか。

(なし、いう声あり。)

幸山会長

なしということですが、ございませんでしょうか。

(ありません、という返答あり。)

幸山会長

御質疑等ないようでありますので、議案第6号につきまして原案の通り承認ということではよろしいでしょうか。

(はい、という返答有り。)

幸山会長

ありがとうございます。それでは議案第6号につきましても原案の通り承認とさせていただきます。

それでは、最後に「その他」とございますが、まずは事務局の方から何かありますか。

事務局

それでは、第2回目でございます。先ほど申しましたが、大体月1、2回ペースでございますけれども、次回は1月30日でございます。同じく15時に今度は熊本市側のKKRホテルの方で予定をしております。これで私共は準備をしておりますので正式にはまた皆様方に案内状を差し上げたいと思います。それから第2回におきましては、第1回と第2回の間には先ほど言いましたように、議員専門部会1月の上旬に一応開催を予定をお願い

しております。その中で協議いただきます先ほど言いましたように4つの項目「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」「新市の事務所の位置」これにつきましては協議会の根幹に関わりますことでございますので今度の第2回目に皆様方に御説明、その経過、報告を含めまして御説明致しまして議決をいただきたいと思っております。その他、第2回目に提案するものにつきましては第3回目に皆様方に議決をいただくということで段取りを進めて行かせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

幸山会長

只今事務局の方から次回の開催予定、あるいは次回以降の進め方について説明がございました。特に、1月30日午後3時を予定しておりますので皆様方それぞれ御忙しい中だとは思いますが、御出席の御協力の方よろしくお願い申し上げます。

それでは、他に何か委員の皆様方からでもありますれば伺いますが、いかがでしょうか。その他ということで。その他、特にございませんでしょうか。

(なし、という声有り。)

幸山会長

それでは、ないようでございますので以上をもちまして本日議事につきましては全て終了とさせていただきます。委員の皆様方には御協力に心から感謝申し上げます。それから、冒頭の御挨拶でも申し上げましたように今年も残りわずかとなって参りました。どうぞそれぞれの皆様方におかれましては御健勝の中に良き新年が迎えられますことを心からお祈り申し上げ、そして来たります新年が植木町さんにとりましても、或いは私共熊本市にとりましても更なる飛躍発展の年に繋がる事を願いながら第1回目の協議会を終了とさせていただきます。誠に御協力ありがとうございました。

終了 16時35分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年 1月 22日

署名委員

恵口健一

署名委員

高田翔人